

(目的)

第1条 この規則は、富良野市簡易水道事業給水条例（昭和55年条例第10号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置の新設等の申込)

第2条 条例第5条第1項の規定により給水装置の新設、改造、撤去又は臨時使用を行おうとする者は、給水装置工事申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を市長に提出し、承認を受けなければならない。また、修繕工事を行った者は、当該工事完了後修繕工事施工届（第1号様式の2）を提出しなければならない。

2 市長は、次の各号の一に該当するときは、条例第5条第2項の規定により、利害関係人の同意書（第2号様式）又はこれに代わる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 他人の土地、又は家屋に給水装置を設置するとき。
- (2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
- (3) その他当該給水装置を設置することによって、利害関係人があるとき。

(給水装置の設置及び工事の実施方法)

第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に定める基準に基づき厚生省令（平成9年3月19日第14号）によるものとし、給水装置の設置及び工事の実施方法は、市長が別に定める給水装置工事設計施工基準によらなければならない。

(給水装置工事の設計審査)

第4条 条例第7条第2項の規定により給水装置工事の設計審査を受けようとする指定工事業者は、給水装置工事設計審査申請書（第3号様式。以下「設計審査申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の設計審査申請書には、工事設計書、図面その他必要な書類を添付しなければならないものとする。

(給水装置工事の設計承認)

第5条 市長は、前条の規定による設計審査申請があったときは、当該申請の内容が第3条の規定に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めたときは、当該設計審査申請書に承認印を押印のうえ交付するものとし、適合していないと認めたときは、その理由を附してその旨当該申請者に通知するものとする。

(給水装置工事の着工届及び完了届)

第6条 前条の承認を受けた給水装置工事に着工しようとする指定工事業者は、給水装置工事着工届（第4号様式）を市長に提出しなければならないものとする。

2 条例第7条第2項の規定により給水装置工事を完了した指定工事業者は、給水装置工事完了届（第5号様式。以下「完了届」という。）を市長に提出し、その工事の検査を受けるものとする。

3 前項の完了届には、給水装置工事台帳（第6号様式）その他必要な書類を添付しなければならないものとする。

4 市長は、第2項の検査の結果、適正と認めたときは、給水装置工事検査済書（第7号様式）を交付するものとする。

(給水申込)

第7条 条例第14条に規定する給水申込みをしようとする者は、水道・下水道使用開始に関する届（共通第1号様式）を提出しなければならない。

(給水装置所有者の代理人)

第8条 条例第15条の規定により、給水装置の所有者が市内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有しないとき又は有しなくなったときは、あるいは市長が必要と認めたときは、給水装置に関する一切の事項を処理させるため、市内に居住し独立の生計を営む者のうちから本人の同意を得て代理人を定め、遅滞なく市長に届出なければならない。代理人を変更するときも、同様とする。

2 前項に規定する届出は、給水装置所有者代理人選定（変更）届（第8号様式）によって、これを行うものと

する。

(給水装置管理人)

第9条 条例第16条の規定による管理人を選定したとき、又は管理人を変更したときは、給水装置管理人選定(変更)届(第9号様式)により、遅滞なく市長に届け出るものとする。

(水道使用の中止、変更等の届出)

第10条 条例第19条の規定により、水道使用を中止するときは水道・下水道使用中止に関する届(共通第2号様式)、給水装置の使用者、用途等を変更するときは水道・下水道各種変更に関する届(共通第3号様式)、消防演習に私設消火栓を使用するときは私設消火栓消防演習使用届(第10号様式)により、市長に届け出るものとする。

(給水装置所有者の変更)

第11条 給水装置所有者を変更するときは、給水装置所有者変更届(第11号様式)により、市長に届け出るものとする。

(消防用として水道を使用した場合)

第12条 水道を消防用として使用したときは、消防用水道使用届(第12号様式)により、市長に届け出るものとする。

(水質検査の請求)

第13条 条例第22条の規定に基づく給水装置又は水質の検査を請求しようとする者は水質検査請求書(第13号様式)を市長に提出しなければならないものとし、市長はその水質等の結果について、水質検査結果通知書(第14号様式)により請求者に通知するものとする。

(身分証明書)

第14条 条例第33条に規定する検査等に従事する職員は、市長の発行する水道検査員身分証明書(第15号様式)を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(給水装置の切離し)

第15条 条例第36条の規定に基づき、給水装置の切離しが必要なときは、市長は給水装置の所有者にその旨を通知しなければならない。

2 市長は、所有者の不明等の理由により前項の通知をすることができないときは、富良野市公告式条例(昭和41年条例第2号)第2条第2項に規定する掲示板に掲示して行うものとする。

(使用水量の検針通知)

第16条 市長は、水道メーター検針票(第16号様式)により、使用水量を給水装置使用者に通知する。

(料金等の軽減又は免除)

第17条 条例第32条に規定する特別な理由とは、次のとおりとする。

(1) 簡易水道使用契約者(以下、この条において「水道契約者」という。)が市税の減免に関する規則(昭和52年規則第14号)第2条の公私の扶助を受ける者に該当となり、この下水道使用者と生計を一にする世帯であるとき。

(2) 水道契約者及びその配偶者以外の世帯構成員が満70歳以上、配偶者が満65歳以上の場合で、かつ、当該世帯に係る当該年度分の市民税が非課税であるとき。

(3) 水道契約者と生計を一にする世帯が母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子家庭等であって、同法第6条第3項に規定する児童(18歳以上の児童にあっては就学している者)を1人以上扶養しており、当該世帯に係る当該年度分の市民税が非課税であるとき。

(4) 次のアからウのいずれかに該当する者が構成員である世帯であって、当該世帯に係る当該年度分の市民税が非課税世帯であるとき。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者

イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう療育手帳を所持し、その障がいの程度がA判定の知的障がい者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級の精神障がい者

(5) 水道契約者が市税の減免に関する規則（昭和52年規則第14号）第6条の災害を受けた者に該当するとき。

2 前項の規定により、水道料金、手数料その他の費用の減免を受けようとする水道契約者は、水道料金・下水道使用料減免申請（共通第4号様式）に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請があったときは、その適否を決定し、水道料金・下水道使用料減免決定（却下）通知書（共通第5号様式）により決定又は却下の通知をするものとする。

4 前項の規定による水道料金等減免の決定を受けた水道使用者が、その減免を受けた事由が消滅した場合、速やかにその旨、市長に届出なければならない。

5 第1項第1号から第4号までの水道料金の減免率は、基本料金（1月につき）が一般用の消費税（地方消費税を含む。）抜き金額の45パーセント、超過料金（1立方メートルにつき）が一般用の消費税（地方消費税を含む。）抜き金額の20パーセントとし、同項第5号についての料金の減免率は、被害の程度により市長が決定する。これにより算出した減免金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

6 第1項に定める水道料金の減免の期間は、第3項の規定による減免の決定をした日の属する月の翌月の使用分から同項の規定による減免対象者の資格が欠けた日の属する月の使用分までとする。

（委任）

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月5日規則第19号）

この規則は、平成5年5月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の富良野市簡易水道事業給水条例施行規則の規定に基づいてなされた許可、届出その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月1日規則第6号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月6日規則第7号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月26日規則第31号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第39号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下「処分」という。）又は不作為についての審査請求であって、この規則の施行日前にされた行政庁の処分又は施行日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月18日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。